

【新型コロナウイルス】特別定額給付金について

更新日：令和2年8月25日

特別定額給付金の申請受付は、
令和2年8月24日（月曜日）をもって終了いたしました。

1 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして、全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示されており、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

2 給付対象者及び受給権者

給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者
（基準日以前に、住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

受給権者 その者の属する世帯の世帯主

※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象とならない。

3 給付額

給付額 給付対象者1人につき10万円

4 申請・給付方法

① 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送します。

② オンライン申請方式 ※マイナンバーカード所持者が利用可能

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請します。（電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要）

詳しくは[マイナポータルサイト（総務省ホームページ）](#)（外部サイトへリンク）をご覧ください。

感染拡大防止の観点から給付金の申請は①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

5 申請書発送・給付時期

[申請・給付のスケジュール \(PDF\)](#) をご覧ください。

6 配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に現在お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、現在お住まいの市区町村に申出書を提出していただくと、次の措置が受けられます。

- ・世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- ・手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

【対象となる方の要件】

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター）の確認書が発行されていること
- ③令和2年4月28日以降に住民票が長与町に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

【申出期間および申込方法】

- ◆提出書類
 - [申出書 \(PDF\)](#)
 - 配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類
 - ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
 - ・ 保護命令決定書の謄本または正本
- ◆申出期間 令和2年4月24日～4月30日
※4月30日を過ぎても、申出書を提出することはできます。
- ◆提出先 特別定額給付金係

「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された今お住まいの住所などの情報は知らせません。

配偶者からの暴力を理由に長与町に避難されている方で、住民票を長与町に移されていない方につい

ては、申出書を長与町に提出してください。

7 住民票上の住所地とは異なる場所に居住しておられる方へ

単身世帯で長期入院中、拘置所などに拘禁中などのやむを得ない理由により、世帯主の住民票上の住所地で特別定額給付金の申請書を受け取ることができない場合（できなかった場合）、現在の居住地で申請書の送付（再送）を受けることができる場合があります。

希望される方は、下記の書類を長与町特別定額給付金係へ郵送で提出してください。

- ◆提出書類
 - [特別定額給付金申請書送付依頼書](#) (PDF) [記入例](#) (PDF)
 - 本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカードなど）
 - 現在の居所がわかる書類の写し
（現在の居所が記載されている公的機関が発行した書類や公共料金の領収書など）

ご不明な点は、事前に特別定額給付金係へお問い合わせください。

8 特別定額給付金コールセンター

総務省はコールセンターを設置し、皆様からのご相談・お問い合わせに対応しています。

電話番号 03-5638-5855

受付時間 午前9時～午後6時30分（土曜日・日曜日・祝日除く）

9 注意

上記の給付方法等の制度概要については、現時点での最新の情報を掲載していますが、今後変更されることもあり得ます。

新たな情報が発表され次第、随時情報の追加及び変更いたします。

担当 特別定額給付金係
電話 095-801-5667